

南相馬市こども計画概要版

1 計画概要

計画策定の目的

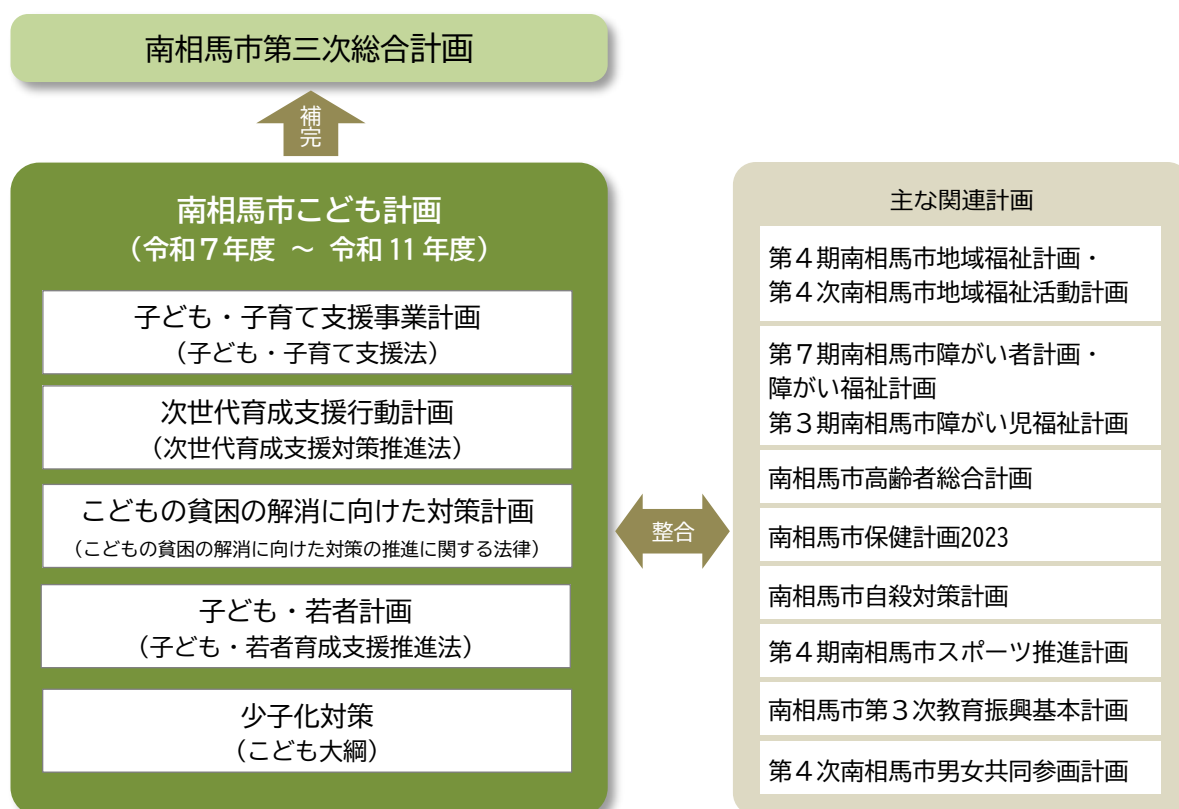
国は、令和 5 年 4 月にこども政策を総合的に推進することを目的とした『こども基本法』を施行し、また、令和 5 年 12 月にはすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指す『こども大綱』を策定しました。

本市においては、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、こどもの数は大きく減少し、安心して子育てができる環境の整備や、保護者の孤独、児童虐待、こどもの安全対策など、こども・子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応するため、令和 2 年 3 月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を総合的に推進してきました。この計画が令和 6 年度で終了することから、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案した「南相馬市こども計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、子ども・子育て支援法に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者計画」を含むものとともに、こども大綱に定める少子化対策の推進に関する事項についても含むものとします。

また、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」や関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



計画期間

本計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第二期 (市町村子ども・子育て支援事業計画分野) 計画期間: 令和 2～6 年度					南相馬市こども計画 計画期間: 令和 7～11 年度 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 こどもの貧困の解消に向けた対策計画 追加 子ども・若者計画 追加 少子化対策				
第二期 (市町村次世代育成支援行動計画分野) 計画期間: 令和 2～5 年度				1年 延長					
第二期追加版 (子どもの貧困対策に関する施策の追加) 計画期間: 令和 3～5 年度				1年 延長					
1 年延長し、各分野の計画終期を統一									

計画策定にあたって・・・

こどもたちの意見を本計画の策定やこども・子育て施策につなげるため、令和 5 年度よりこどもたちが普段感じていることや考えていることを市のまちづくりやこども政策に関わる大人と直接対話する「こども未来ミーティング U18」を開催しています。



本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、積極的な取組が求められています。

本市においても、本計画を推進し、こどもや子育て家庭の課題の解消を図ることで、国際的な目標であるSDGsの理念の実践を図ります。



【本計画の取組と関連性の高い目標】

	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う		目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する		目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

2

計画の基本的な考え方

基本理念

こどもたちが自分らしく成長できる、
みんなの笑顔があふれるまち南相馬

こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことが、私たち市民の重要な役割です。

こどもたちの成長や多様な価値観を地域全体で支援し、こどもたち一人ひとりが健やかに成長することで、保護者や家族、地域に笑顔があふれるまちの実現を目指し、本計画の基本理念を掲げます。

計画を推進するための視点

計画を推進するにあたって基本となる考え方として、次の4つの視点を設定し、計画を推進していきます。

1

こどもを
権利の主体として尊重し、
意見を受けとめ、
こどもの最善の利益を考慮す
る



2

こども、子育て当事者の
ライフステージに応じた
切れ目のない支援を実施する



3

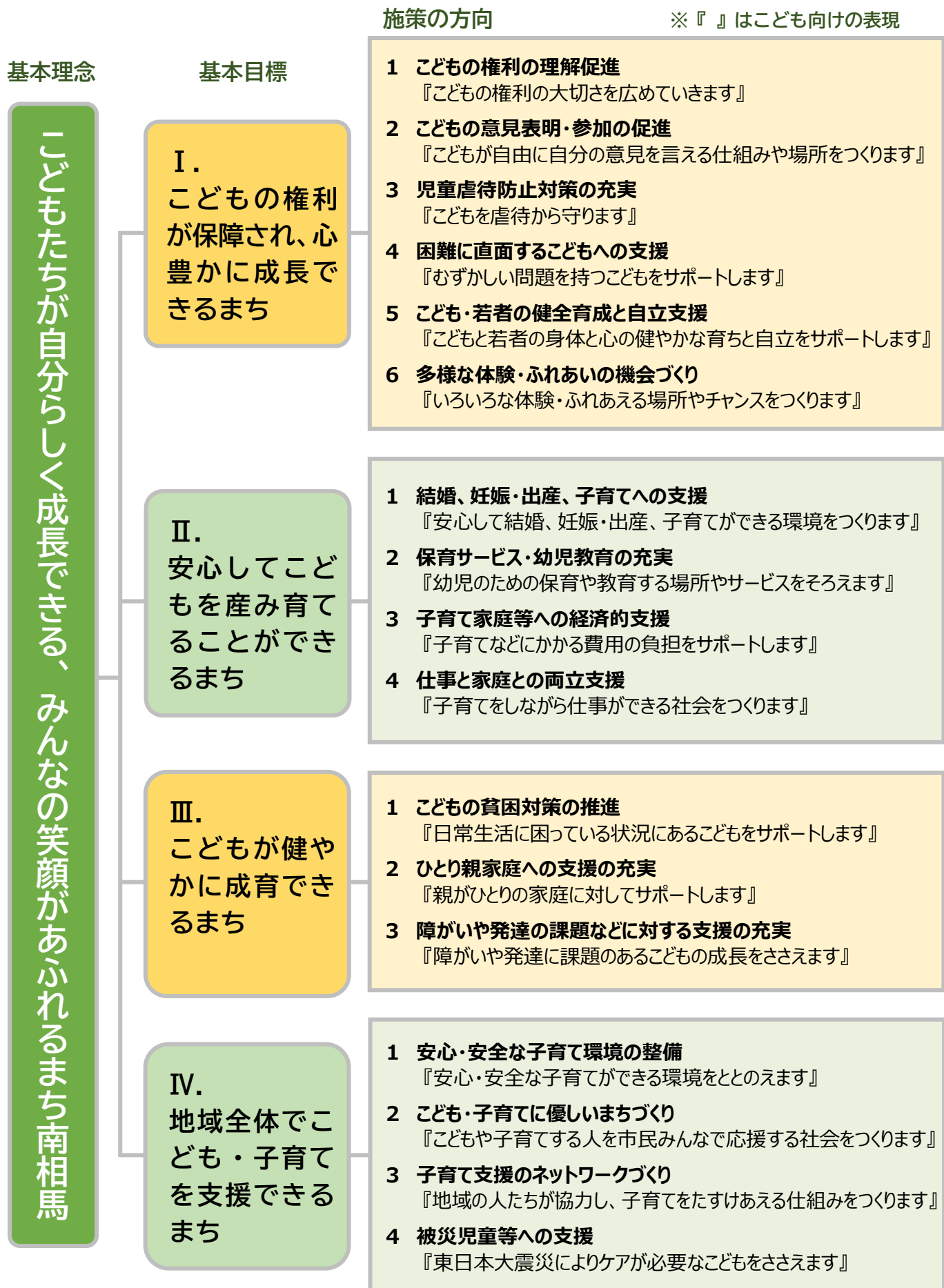
すべてのこどもが
生まれ育った環境に
左右されることなく、
健やかに成長できるよう支援する



4

地域社会全体で
相互に連携・協力して
こども・子育てを
応援するまちづくりを推進する





3

分野別施策の展開

基本目標 1 こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

こどもの権利の理解促進やこどもの意見表明・参加の促進のほか、児童虐待防止対策、困難に直面するこどもへの支援、こども・若者の健全育成と自立支援など、こども・若者の人権を守るための支援を行います。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 こどもの権利の理解促進 『こどもの権利の大切さを広めていきます』
道徳(人権)教育、こどもの人権に関する研修会の実施
- 2 こどもの意見表明・参加の促進
『こどもが自由に自分の意見を言える仕組みや場所をつくります』
こどもの意見聴取に関する取組、まちづくりについて意見を表明する機会(場)の提供
- 3 児童虐待防止対策の充実 『こどもを虐待から守ります』
虐待対応研修会、子育て世帯訪問支援事業
- 4 困難に直面するこどもへの支援 『むずかしい問題を持つこどもをサポートします』
相談体制の充実、ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発
- 5 こども・若者の健全育成と自立支援
『こどもと若者の身体と心の健やかな育ちと自立をサポートします』
こども・若者の健全育成と自立支援の推進、中学生職場体験等支援事業
- 6 多様な体験・ふれあいの機会づくり
『いろいろな体験・ふれあえる場所やチャンスをつくります』
多様な体験学習と生涯学習の推進、こども探検隊事業

基本目標 2 安心してこどもを産み育てることができるまち

結婚、妊娠・出産、子育てへの支援や保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭等への経済的支援と仕事と家庭との両立支援など、安心してこどもを産み育てていくための環境整備と子育て家庭の負担軽減を図るための支援を行います。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援
『安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をつくります』
結婚新生活支援事業、母子保健事業、子育て情報発信事業
- 2 保育サービス・幼児教育の充実
『幼児のための保育や教育する場所やサービスをそろえます』
こども誰でも通園制度、保育士等人材確保事業、幼保小連携・接続
- 3 子育て家庭等への経済的支援 『子育てなどにかかる費用の負担をサポートします』
医療費・給食費・保育料無償化、在宅保育支援金、巣立ち応援18歳祝い金支給事業
- 4 仕事と家庭との両立支援 『子育てをしながら仕事ができる社会をつくります』
男性育児休業取得支援、魅力ある職場環境づくり事業の推進

基本目標 3 こどもが健やかに成育できるまち

ひとり親家庭への支援、障がいや発達の違いがあるこどもへの支援の充実のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策など、社会援助が必要なこどもや家庭に対する支援を行います。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 こどもの貧困対策の推進
『日常生活に困っている状況にあるこどもをサポートします』
こどものための SNS 相談・子育て世帯訪問支援事業
- 2 ひとり親家庭への支援の充実 『親がひとりの家庭に対してサポートします』
ひとり親家庭総合支援事業
- 3 障がいや発達の課題などに対する支援の充実
『障がいや発達に課題のあるこどもの成長をささえます』
幼児通級指導(ことばの教室)事業、発達障がい等児童早期発見・早期支援事業

基本目標 4 地域全体でこども・子育てを支援できるまち

安心・安全な環境やこども・子育てに優しいまちづくりのほか、子育てを支援する地域のネットワークづくりなど、地域協働によるこどもの育ちを支援するための環境整備を図ります。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 安心・安全な子育て環境の整備 『安全で、安心して子育てができる環境をととのえます』
夜間小児科・内科初期救急医療事業、「赤ちゃんの駅」の取組
- 2 こども・子育てに優しいまちづくり
『こどもや子育てをする人を市民みんなで応援する社会をつくります』
「ベビーファースト運動」への参画、「赤ちゃんの駅」の取組、南相馬市ファミリーフォトコンテスト事業
- 3 子育て支援のネットワークづくり
『地域の人たちが協力し、子育てをたすけあえる仕組みをつくります』
子育て情報発信事業
- 4 被災児童等への支援 『東日本大震災によりケアが必要なこどもをささえます』
東日本大震災遺児等支援金支給事業

成果指標

計画期間中（令和 7 年度から令和 11 年度まで）の達成度を評価するため、本計画の進行管理は、年 1 回の事業評価を行い、「南相馬市子ども・子育て審議会」での審議を行うものとします。

基本目標 1 こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
「こどもの権利」が大切にされていると思うこどもの割合（小5・中2）	65.5%	70%
思春期保健教室における自分自身が好きであると思うこどもの割合	66.6%	70%

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
出生数	272 人	300 人
子育て支援に対し「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合	81.1%	現状値を維持する

基本目標 3 こどもが健やかに成育できるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
相対的貧困率（小5・中2保護者）	9.3% （R 6 アンケート結果）	現状値を下回る
養育費受領率	23.2%	35.8%

基本目標 4 地域全体で子ども・子育てを支援できるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
地域の人や社会に子育てが支えられていると感じる保護者の割合	就学前児童の保護者 65.1% 小学生の保護者 62.1%	就学前児童の保護者 小学生の保護者ともに 70.0%

4

こども・子育て支援サービスの見込量

本計画のうち、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる幼稚園、保育園の預かり等の需給分野については、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズ量と確保見込量を定め、計画期間内の確保を目指します。

教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢※1
1号	教育標準時間認定	満3歳以上で、 保育の必要性なし、 幼稚園等での教育を希望	(教育・保育施設) ・幼稚園 ・認定こども園	3～5歳
2号	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・幼稚園 ・保育園(所) ・認定こども園	3～5歳
3号	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・保育園(所) ・認定こども園 (地域型保育事業※2)	0～2歳

※1 対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの

※2 地域型保育事業

- ①家庭的保育 : 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育
- ②小規模保育 : 少人数(定員6～19人)を保育
- ③事業所内保育 : 事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育
- ④居宅訪問型保育 : 保護者の自宅で、1対1で保育

教育・保育の量の見込み

市内に居住するこどもの教育・保育の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。
いずれも需要を上回る量の提供を予定しており、今後5年間で受け皿が確保される見込みとなっています。

区分	計画終了年度(令和11年度)	
	量の見込み	確保方策
幼稚園等	321人	331人
【1号】3～5歳、保育の必要性なし	173人	180人
【2号】3～5歳、幼稚園の利用希望者のうち保育が必要	148人	151人
保育園等	838人	889人
【2号】3～5歳、保育園等の利用希望者	433人	468人
【3号】0歳	86人	92人
【3号】1、2歳	319人	329人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。全ての事業で需要を上回る量の提供を予定しています。

事業名	事業の内容	計画終了年度（令和 11 年度）	
		量の見込み	確保方策
利用者支援事業	こども家庭センターにおいて、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業です。	1 箇所	1 箇所
妊婦等包括相談支援事業	妊婦や子育て世帯向けの面談支援と経済援助を統合的に提供する事業です。	908 回/年	908 回/年
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流、相談援助等を行う事業です。	24,134 人/年	24,134 人/年
産後ケア事業	母体回復支援や育児相談などを訪問型、日帰り型、宿泊型で提供します。	91 人/年	100 人/年
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児不安や悩みの傾聴や情報提供を行うとともに、提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行う事業です。	230 人/年	230 人/年
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、育児の不安解消や環境改善の指導を行いました。	42 人/年	70 人/年
子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境の悪化による虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊娠婦・ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えます。	20 世帯/年	20 世帯/年
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が一時的に児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由により、緊急一時的に、児童養護施設等において母子の保護を行う事業です。	9 人/年	10 人/年
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎などについて連絡・調整を行う事業です。	526 人/年	540 人/年
一時預かり事業（一般型）	保育園（所）や子育て支援センターにおいて、在園していない乳幼児を一時的に預かる事業です。	2,234 人/年	3,050 人/年
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う事業です。	33,381 人/年	34,200 人/年
		1,730 人/年	1,800 人/年
		31,651 人/年	32,400 人/年
延長保育事業	保育園（所）、認定こども園において、通常保育時間を超え、延長して保育を行う事業です。	47 人	56 人
病児・病後児保育事業	病気により登園できないこどもや病気の回復途中の子ども等を、病院・保育園（所）等に付設の専用スペース等で、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。	600 人/年	720 人/年
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して、学校の余裕教室、児童センターなどで、放課後や長期休業期間中に、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。	894 人	935 人
児童育成支援拠点事業（子どもの居場所づくり事業）	家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもを対象に、安心・安全な居場所の提供を行い、生活習慣の形成や学習のサポート、こどもや家庭の状況から関係機関へのつなぎを行う等の支援を行います。	26 人	30 人
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義等を通じて、相談及び助言等を行う事業です。	26 人	30 人
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）	保護者の就労にかかわらず0歳から2歳までの未就園児が保育施設に通える事業です。	19 人	19 人